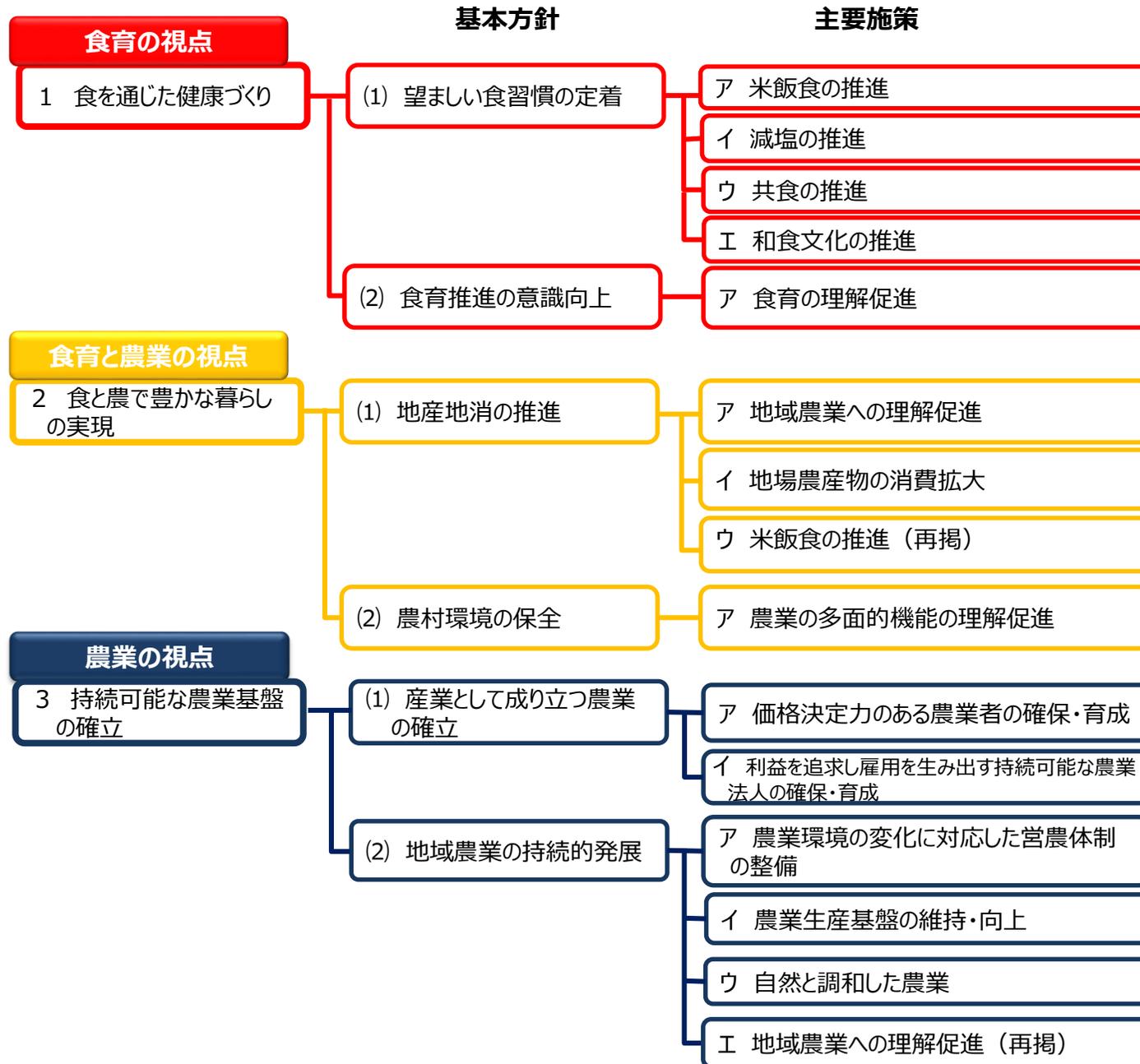


第2次三条市食育の推進と 農業の振興に関する計画 【R3～R5】

〔令和3年度の主な取組について〕

1 施策の体系



2 基本施策別の主な取組及び評価指標

1 食育の視点 食を通じた健康づくり

基本方針(1) 望ましい食習慣の定着

【計画期間(3年間)の主要施策】

項目	主な取組
米飯食の推進 栄養バランスが整いやすい米飯食を周知する。	・米飯給食の推進 ・献立検索アプリを使った米飯に合う献立の提案
減塩の推進 子どもの頃から適塩に慣れるよう、給食の減塩を行うとともに、市民に適塩について周知する。	・給食における減塩の推進及び家庭への啓発 ・減塩作戦の推進 ・日常生活圏の中での食の啓発 ・地産地消推進店での健康メニューの提供
共食の推進 高齢者の孤食解消及び子どもの心身の健康づくりのために、共食を推進する。	・高齢者の共食推進 ・子どもの共食推進
和食文化の推進 次世代に和食文化を伝えていく。	・保育所及び学校での和食の継承 ・和食文化事業

【評価指標】

主要施策	指標項目		策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)
米飯食の推進	朝食の主食に米飯を食べる人の割合	5歳児	59.0%	65.6%(※参考値)	60%以上
		成人	57.6%	61.2%	60%以上
	主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の割合	5歳児	41.0%	32.6%(※参考値)	45%以上
		小学5年生	50.4%	47.8%	53%以上
		中学1年生	52.6%	44.8%	55%以上
		成人	71.9%	72.9%	73%以上
		小学5年生	4.2%	4.7%	4%以下
	朝食を欠食することがある人の割合	中学1年生	7.0%	6.8%	5%以下

※ 前年度と調査方法が異なるため

主要施策	指標項目	策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)	
減塩の推進	高血圧の有病率（140/90mmHg以上の割合）	23.8%	25.6%	20%以下	
共食の推進	家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合	小学5年生	92.9%	92.7%	94%以上
		中学1年生	86.5%	88.0%	88%以上
	誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合	高齢者	73.9% (60歳以上)	75.3%	75%以上
和食文化の推進	和食の食事作法を伝えている保護者の数	-	-	R3年度に設定	

【令和3年度の主な取組】

➤ 米飯食の推進

【令和2年度の状況】

- 保育所(園)及び学校における食育推進事業を実施（保育所：全29施設中22施設、参加保護者数463人）
- 学校における食育推進事業を実施（参加保護者数：食育講演会6人、100kcal体験教室129人）
- 健診会場においてバランスの良い食事についての啓発を実施（延べ22会場、延べ3,137人）
- 料理レシピ投稿・検索サービス「クックパッド」に三条市のページを開設（年間閲覧数404,097回、掲載メニュー数120）

【課題】

- 子育て世代が家庭等で実践できる手法として「クックパッド」の活用を始めたが、周知が不足しているため、給食だよりや食育メール、SNSを活用して情報発信をしていく必要がある。

【今年度の取組】

- 「クックパッド」へ定期的なメニュー掲載を行い、あわせて、給食だよりや食育メール、SNSを活用して米飯食の良さ等を周知する。

拡充:クックパッド利用した啓発事業

➤ 減塩の推進

【令和2年度の状況】

- 保育所(園)給食では、3歳未満児で平均0.3g、3歳以上児で平均0.4gの減塩を実施
- 学校給食では、小中学校ともに平均0.1g減塩を実施
- 保育所食育推進事業や保健事業、健診会場等を利用して減塩の啓発を実施(延べ67回、延べ4,643人)
- 健診会場等で実施する高塩分になりやすい食生活チェックアンケートの結果では、1日の塩分目標量を知らない人の割合は62.8%
- 減塩作戦の対象商品を2品増加、「健康な食事(通称：スマートミール)・食環境」認証制度の新規認証店が1店舗、メニューが2品増加
- メディア等に掲載（減塩作戦：宅配食事業者の(株)ファンデリーのホームページ、スマートミール：雑誌「栄養と料理」2020年9月号）

【課題】

- 1日の塩分目標量を知らない成人の割合が高いことから、適塩について周知していく必要がある。
- メディア等の取材はあるものの、健診会場や食育推進事業における市民の反応は低い。減塩の取組についての認知度を高めていくため、協力店舗を増やすとともに、SNS等により積極的に情報発信を行う必要がある。

【今年度の取組】

- ・ 保育所(園)及び学校における食育推進事業や健診会場での啓発、保健事業等を通じて適塩等について重点的に周知する。
- ・ 減塩の取組やスマートミールに関心のある企業等に事業協力の依頼を行う。また、計画的にSNS等で情報発信を行う。
 - ▶ 減塩作戦協力企業：(株)マルイ、(株)フタバ
 - ▶ スマートミール認証：新規2店舗を検討

拡充：減塩作戦、地産地消推進店における健康な食事の提供事業

➤ 共食の推進

【令和2年度の状況】

- ・ 保育所(園)における食育推進事業の保護者講話で共食の周知を実施(22施設、463人)
- ・ 三条市食生活改善推進委員協議会に委託し、高齢者の共食推進事業を実施(延べ13会場、参加者延べ166人)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による健康2次被害を予防するため、新しい生活様式を踏まえた取組を行い、外出へと誘引した。
 - ▶ 地区公民館での取組(ケータリング2会場：延べ24人参加、弁当販売2会場：延べ35人参加)
 - ▶ 五・十の市で朝ごはんを販売、飲食スペースを設置(延べ3回、販売数215食、飲食スペース利用者10人)
 - ▶ 地区公民館等の公共施設での身近な人の集まりで共食ができるように出前リスト(16店舗掲載)を設置

【課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、家族以外との共食が難しい状況にある。
- ・ 集いの場では、代表者、参加者共に飲食することに慎重になっていることが多いため、安心して集まり、共食できる場づくりを支援する必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が続くことから、新しい生活様式を踏まえた取組を継続して実施する。

【今年度の取組】

- ・ 保育所(園)及び学校における食育推進事業の中で、保護者に共食の良さについて周知する。
- ・ 秋以降、地域の集いの場や公民館等を活用し、引き続き気軽に共食できる機会を創出する。
- ・ 地域住民が主体となって、子どもの共食機会を検討する。

新規：子どもの共食推進事業

➤ 和食文化の推進

【令和2年度の状況】

- ・ 保育所(園)及び学校において、米飯を中心とした和食の良さやマナー等の周知を実施(保育所食育指導：28施設 延べ2,915人、学校食育授業：市内全小中学校・義務教育学校、児童延べ723人、生徒延べ677人)
- ・ 食育指導時の調査から、箸を正しく持てる5歳児の割合は、前年から8.3ポイント増加し、41.2%であった。

【課題】

- ・ 和食の食事作法の基本の一つである「箸の持ち方」は、家庭と連携して指導していく必要がある。
- ・ 米飯を主食とした和食を推進してきたが、主食の選択肢が多様化している現状の中、これまでの取組に加えて、市民が関心を持つきっかけになるような取組を実施する必要がある。

【今年度の取組】

- ・ 保育所(園)及び学校における食育活動において、箸の持ち方の指導方法を改善する等、和食の食事作法を周知する。
- ・ 気軽に和食文化を学べる機会として、身近で参加しやすい公民館等を会場とした講座を企画及び実施する。

拡充：飲食店と連携した公民館での共食事業

2 基本施策別の主な取組及び評価指標

基本方針(2)

食育推進の意識向上

【計画期間(3年間)の主要施策】

項目	主な取組
食育の理解促進 市と連携した取組を行う事業者を増やし、市民が食に関心を持てるようにする。	・「健康な食事・食環境」認証制度の推進 ・企業での食を通じた生活習慣病予防教室の周知 ・関係団体と連携した取組 ・地産地消推進店での健康メニューの提供(再掲)

【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)
食育の理解促進	スマートミール登録店舗数	10店舗	10店舗	14店舗
	食育に関心を持っている市民の割合	-	-	R3年度に設定

【令和3年度の主な取組】

➤ 食育の理解促進

【令和2年度の状況】

- ・健康的なメニューの提供や周知に取り組む地産地消推進店は前年から8店舗増加し、42店舗となった。
- ・「健康な食事(通称：スマートミール)・食環境」認証制度に登録する店舗数は10店舗。メニュー数は前年から2つ増加し、13となった。
- ・地産地消推進店等で食育メール掲示などの啓発を行った。

【課題】

- ・減塩作戦やスマートミールの取組は、健診会場や食育推進事業での啓発時に市民の反応が低い。減塩作戦とスマートミールの認知度を高めていくため、協力店舗を増やすとともに、SNS等により積極的に情報発信を行う必要がある。

【今年度の取組】

- ・減塩の取組やスマートミールに関心のある企業等に事業協力の依頼を行う。また、計画的にSNS等で情報発信を行う。
 - ▶減塩作戦協力企業：(株)マルイ、(株)フタバ
 - ▶スマートミール認証：新規2店舗を検討

拡充:減塩作戦、地産地消推進店における健康な食事の提供事業

2 基本施策別の主な取組及び評価指標

2 食育と農業の視点 食と農で豊かな暮らしの実現

基本方針(1) 地産地消の推進

【計画期間(3年間)の主要施策】

項目	主な取組
地域農業への理解促進 消費者も積極的に農業を支えていくという理解につなげるため、農業体験機会を提供する。	・農業体験機会の充実
地場農産物の消費拡大 三条産農産物を選んで購入してもらえるように地産地消推進店と連携し、旬の農産物販売情報などの提供を行うとともに、学校給食等で三条産農産物を使用する。	・地産地消ラベルシール貼付の推進 ・地産地消推進店認定事業の推進 ・保育所及び学校給食での地産地消給食の推進
米飯食の推進(再掲) 栄養バランスが整いやすい米飯食を周知する。	・米飯給食の推進(再掲) ・献立検索アプリを使った米飯に合う献立の提案(再掲)

【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)	
地域農業への理解促進	農業体験事業参加者数	108人	82人	130人	
地場農産物の消費拡大	地産地消推進店登録数	199店舗	208店舗	220店舗	
	地場農産物の売上(インショップ、直売所)	4.1億円	5.7億円	5.0億円	
米飯食の推進 (再掲)	朝食の主食に米飯を食べる人の割合 (再掲)	5歳児	59.0%	65.6%(※参考値)	60%以上
		成人	57.6%	61.2%	60%以上
	主食、主菜、副菜をそろえて食べている人の割合 (再掲)	5歳児	41.0%	32.6%(※参考値)	45%以上
		小学5年生	50.4%	47.8%	53%以上
		中学1年生	52.6%	44.8%	55%以上
		成人	71.9%	72.9%	73%以上

※ 前年度と調査方法が異なるため

主要施策	指標項目	策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)	
米飯食の推進 (再掲)	朝食を欠食することがある人の割合(再掲)	小学5年生	4.2%	4.7%	4%以下
		中学1年生	7.0%	6.8%	5%以下

【令和3年度の主な取組】 ※再掲項目は省略

➤ **地域農業への理解促進**

【令和2年度の状況】

- ・ 農業体験交流センター「サンファーム三条」及び食と農の連携協議会「三条まんま塾」への委託事業による農業体験・講座の実施

【課題】

- ・ 農業体験・講座では、満足度及びリピーター率が高い結果となっているが、新たな参加者を増やすための工夫が必要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた農業体験・講座の実施が必要である。

【今年度の取組】

- ・ SNS(Facebook、Twitter)を活用するなど、幅広い広報活動により新たな参加者の獲得に努めていく。
- ・ 参加者が安心して参加できるよう市の「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の実施方針」を踏まえて実施する。

➤ **地場農産物の消費拡大**

【令和2年度の状況】

- ・ 飲食店を中心に地産地消推進店の新規認定数が増加（飲食店13店舗増 小売店・直売所 3店舗増）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要の高まり等で、売上額が向上（4.1億円→5.7億円）
- ・ ボナペティシールを利用したキャンペーンの実施（参加店舗数：12店舗）
 - ▶ キャンペーンの内容：ボナペティシールを一定数集めて来店すると、地場産物を景品として交換できるもの（市が経費の一部を補助）
- ・ 小中学校の給食や保育施設での給食・間食で有機米、特別栽培米の使用を促進

【課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で飲食店での地元農産物の消費が減少していることから、飲食店への誘導が必要である。
- ・ 巣ごもり需要でスーパー、直売所の売上の増加を機に、積極的に地元農産物が選ばれるためのPRを充実させる必要がある。
- ・ 実店舗でのPRに留まらず、SNS等を活用した効果的な取組が必要である。
- ・ 小中学校、保育施設で継続的に有機米等を使用していくためには、生産者等への価格補填等が必要なことから、市の財政状況を踏まえた中で進めていく必要がある。

【今年度の取組】

- ・ 飲食店を始めとした地産地消推進店や地場農産物をFacebookやTwitterを活用してPRしていく。
- ・ 店舗を回り制度の周知を図る中で、地産地消推進店の認定店の増加に努めていく。
- ・ ボナペティシールに印刷したQRコードからリンクするSNSによるPRを行っていく。
- ・ 小中学校、保育施設での給食等に有機米や特別栽培米が継続的に使用できるよう、生産者や学校給食会、私立保育園等に対して支援を行っていく。

2 基本施策別の主な取組及び評価指標

基本方針(2)

農村環境の保全

【計画期間(3年間)の主要施策】

項目	主な取組
農業の多面的機能の理解促進 国土保全や水源涵養などの農業への恩恵が十分享受できるよう農村環境保全に努める。	・多面的機能支払制度の継続 ・市民農園の開設支援

【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)
農業の多面的機能の理解促進	多面的機能支払制度取組率	95.1%	95.1%	95.1%

【令和3年度の主な取組】

➤ 農業の多面的機能の理解促進

【令和2年度の状況】

- ・ 農業、農村の多面的機能を支えるため、地域が共同で行う農地や水路、農道等の質的向上を図る活動への支援の実施
(活動とりまとめ組織5団体、農地面積5,745ha)

【課題】

- ・ 農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮も低下しているため、継続的な支援を行うとともに、農業者以外への活動の参加や理解促進を図っていく必要がある。

【今年度の取組】

- ・ 大雨時に河川水位等の急上昇を抑え湛水被害リスクを低減させる「田んぼダム(落水量調節装置)」の取組が令和3年度から交付金の加算措置となることを機に、田んぼダムを始めとした関連事業を農業者以外へも広く周知していくことで、農業が持つ多面的機能の理解促進を図る。

2 基本施策別の主な取組及び評価指標

3 農業の視点 持続可能な農業基盤の確立

基本方針(1) 産業として成り立つ農業の確立

【計画期間(3年間)の主要施策】

項目	主な取組
価格決定力のある農業者の確保・育成 生産から販売まで一貫して行う価格決定力を持つ農業経営を確立するための環境づくりを行う。	・先進農業者への派遣研修の実施 ・6次産業化の推進
利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成 持続可能な農業経営となるよう多様な販路を確保するとともに、地域農業を牽引できる経営体の創出を支援する。	・コロナ禍における農産物の商流形成に向けた支援 ・付加価値の高い有機農産物の生産販売を支援 ・6次産業化の推進(再掲)

【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)
価格決定力のある農業者の確保・育成	先進農業者への長期派遣研修者数	1人	1人	13人
利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成	市の事業により経営改善が図られた農業経営体数	2法人	3法人	6法人

【令和3年度の主な取組】

➤ 価格決定力のある農業者の確保・育成

【令和2年度の状況】

- ・新規就農フェアへの参加（相談者数：8/1 新潟県農業大学校 3人、10/11 燕三条地場産業振興センター 5人、12/19 新潟東映ホテル 2人、2/21 ANAクラウンホテル 無し）
- ・新規就農に関する相談への対応（相談者 15人）
- ・先進農業者のもとでの長期派遣研修を募集（研修生 無し）

【課題】

- 新規就農への相談者が研修実施に結び付いていないことから、相談者のニーズやハードル等を把握する必要がある。
- 国県の支援事業も含め、就農に関する支援策を幅広く周知するとともに、個々の状況に応じた支援策を講じられるよう努めるなかで、新規就農者を掘り起していくことが必要である。

【今年度の取組】

- 引き続き、新規就農フェア等へ参加し、支援制度について周知を図るとともに、適宜、相談に応じていく。
- 農業次世代人材投資派遣事業、青年就農者等育成支援事業の活用や県の研修機関との連携等により、新たな就農者を掘り起こしていく。
- 今年度、国が新設した経営継承・発展等支援事業を周知するとともに、新たな担い手となる後継者の確保、育成に取り組む。
- 県事業を活用し、6次産業化(販路開拓)に取り組む農業者を支援する。

➤ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

【令和2年度の状況】

- 先進事業者のコンサルティングにより、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少した果物等の販路の拡大、商流に形成に向けた取組の実施（支援対象者：(株)想樹及び想樹サポーターズクラブ、委託者：(株)和郷）
- 先進事業者によるコンサルティングにより、中山間地域における持続可能な農業経営体のモデルとなるよう、地元農産物の付加価値の向上と生産から販売まで一貫して行える組織づくりの実施（支援対象者：八木ヶ鼻有機の会、委託者：(株)和郷）
- 安定かつ効率的な農業経営を促すための農業用機械等導入補助金による推進（活用した経営体 12経営体）

【課題】

- 引き合いのある取引に対応できる数量を確保するとともに、多様な販路を確保するなど、景気変動に強い経営体の育成が必要である。
- 降雪等により気候条件が不利な中山間地域においても、持続的かつ地域農業を牽引できる組織の育成が必要がある。
- 農業収益の増加に向けて、園芸作物を始めとする高収益作物への転換を促していく必要がある。

【今年度の取組】

- 引き続き、先進事業者によるコンサルティングにより、(株)想樹と想樹サポーターズクラブの連携強化を図り、販売力の強い産地化の取組を進めるとともに、海外販路の新規開拓への取組も進めていく。
- 八木ヶ鼻有機の会に対して、生産から営業・販売まで一貫して行う体制の整備及びブランディングや販売力強化の活動を支援していく。
- 国県事業の活用も含め、収益向上に向けた園芸作物の導入や規模拡大を促進するため、農業用機械の導入等を支援していく。

2 基本施策別の主な取組及び評価指標

基本方針(2)

地域農業の持続的発展

【計画期間(3年間)の主な取組】

項目	主な取組
農業環境の変化に対応した営農体制の整備 人・農地プランで位置付けられた担い手への農地集積などの取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械等導入補助金の活用による支援 ・地域営農体制再編支援 ・農地集積の促進
農業生産基盤の維持・向上 計画的な土地改良事業を実施し、農業生産基盤の維持・機能向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払制度の継続（再掲） ・土地改良事業の計画的実施支援
自然と調和した農業 豊かな自然がもたらす里山環境等を活用し、農業者の収益向上を図るとともに、地域を牽引する経営体を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値の高い有機農産物の生産販売を支援（再掲）
地域農業への理解促進(再掲) 様々な農業体験を通じ、多様な農業者の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験機会の充実（再掲）

【評価指標】

主要施策	指標項目	策定時 (R元年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R5年度)
農業の多面的機能の理解促進	農業機械導入補助金等を活用し経営拡大を図る農業経営体数(※R1からの延べ活用数)	13経営体	25経営体	70経営体
	人・農地プランの取組率による担い手への農地集積率	66.1%	66.9%	70%
農業生産基盤の維持・向上	多面的機能支払制度取組率(再掲)	95.1%	95.1%	95.1%
自然と調和した農業	有機栽培米の作付面積	24ha	27ha	28.8ha
地域農業への理解促進(再掲)	農業体験事業参加者数(再掲)	108人	82人	130人

【令和3年度の主な取組】 ※再掲項目は省略

➤ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備

【令和2年度の状況】

- 安定かつ効率的な農業経営を促すための農業用機械等導入補助金による推進（活用した経営体 12経営体）
- 人・農地プランに基づく担い手への農地集積の取組（地域の中心経営体への農地集積率 66.1%→66.9%）

【課題】

- 農業収益の増加に向けて、コスト低減や規模拡大に加え、園芸作物を始めとする高収益作物への転換を促していく必要がある。
- コメの需要の減少や価格が低迷する中で、持続可能な農業経営を獲得していくためには、農地集積や組織化の取組が必要である。

【今年度の取組】

- 国県事業の活用も含め、収益向上に向けた園芸作物の導入や規模拡大を促進するため、農業用機械の導入等を支援していく。
- 人・農地プランに基づいた地域の話し合いを推進する中で、担い手への農地集積や組織化への取組を支援していく。

➤ 農業生産基盤の維持・向上

【令和2年度の状況】

- 土地改良区が管理する農業用施設の維持管理及び改修への支援（20事業実施）
- 自治会や農区が行う農道を始めとする農業用施設の改修等への支援（三条地区26件、栄地区4件、下田地区28件）

【課題】

- 各農業施設は老朽化が進み、維持管理費用も年々増大していることから、計画的に長寿命化を進める必要がある。
- 農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の施設を維持管理する事も困難であるため、継続的な支援が必要である。

【今年度の取組】

- 引き続き、農業用施設の修繕や適切な維持管理が行えるよう支援していく。

➤ 自然と調和した農業

【令和2年度の状況】

- 有機栽培の取組拡大に向けた栽培技術講習会を実施（8/27 参加者 45人、10/15 参加者 23人、11/27 参加者 37人）
- 有機農業の普及促進を図るため、新たに有機JAS認証の取得に取り組む農業者に対し、必要となる経費を補助（補助件数 9件）

【課題】

- 有機農業に取り組む農業者の拡大を図るため、引き続き、有機農業者団体等の関係団体との連携や新たに取り組む農業者への支援を行っていく必要がある。

【今年度の取組】

- 自然と調和した有機栽培を今後も進めるため、引き続き、栽培技術研修会を開催するとともに、有機JAS認定の取得に取り組む農業者を支援していく。